

富野小学校いじめ防止基本方針（概要版）

はじめに

ここに定める「富野小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、また、富野小から仲間はずれや悲しい思いをする子をなくし、もっと「なかよしいっぱい」「あいさついっぱい」にし、富野小の仲間を一生の友達として大切にするために平成25年3月13日に策定された、富野小「心ポカポカ宣言」をよりどころにして、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

(2) 基本認識

学校の教育活動全体を通じて、以下の認識に立ち、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、上記の基本認識に基づき児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・富野小「心ポカポカ宣言」をふまえた人間関係の構築と規律ある生活の中で基礎的な学力を身につけ、自己有用感をもった子どもを醸成し、いじめなどの問題行動の未然防止、早期発見に心がけ、共通理解、共通行動で指導に当たる。
- ・全ての教職員が共通理解の上に一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

- ・富野小「心ポカポカ宣言」を柱にした学級経営、児童会活動、異年齢集団活動により、仲間と温かい関係を築いていく力をつける。
- ・全ての児童が、規律のある授業姿勢を身に付け、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、基礎的な学力を定着させるわかる授業づくりを推進する。
- ・一人一人のよさを価値づけ、全ての児童が大切な学級の一員であると、自己存在感を味わいながら、仲間と関わり、認め合って望ましい人間関係をつくることのできるような、学級経営や教科経営を充実する。
- ・全学級で仲間のよさを見つける活動を行い、どの児童も自分のよさが分かり自己肯定感をもてるようにする。
- ・なかよし活動（異年齢集団活動）で高学年の児童が低学年の児童を世話する活動を通して、高学年の児童が低学年の児童を思いやり低学年から感謝されることから獲得できる高学年の児童の自己有用感を高める。低学年児童も、高学年児童から大切にされる経験を通して、自尊感情や自己有用感を高める。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。児童の代表委員会で各学級から出された問題を話し合ったり、児童会行事等の折には、富野小「心ポカポカ宣言」の文言をスローガンやめあて等に入れたりすることで、定期的な確認と見直しを行う。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・「心ポカポカノート」を活用し、自己のよさを自覚すると共に、自己有用感を育成する。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、地域の自然や生き物との触れ合い、幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実させる。
- ・教育活動全体を通じて、命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることのできるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、懇談会等を活用し教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を、専門家による講演会を親子で聞く機会を設ける等して充実させる。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、アンケート調査等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。

- ・「心の健康調査」を計画的に実施し、児童の変化の把握に努める。
- ・全職員で毎月生徒指導交流会を行い、児童の様子を交流し、共通理解する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーと連携し、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。年3回教育相談週間を実施し、児童一人一人と面談し、心の健康調査で把握したことをもとに、個別に詳しく話を聞く。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談担当を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内の全教職員が連携・協力すると共に、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・計画的に職員研修を行い、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、心からの反省と謝罪の指導を誠実に行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを深く自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめた児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。その際、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後のよりよい生き方に向けて一緒になって考え取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 法：第22条

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー 等
学校職員以外：学校評議員（保護者代表、民生委員児童委員代表、主任児童委員、有識者） 等

5 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「校内いじめ対策委員会」（校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護教諭）で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・生徒指導主事は、「校内いじめ対策委員会」を開催し、情報を共有する。また、関係する児童の事実確認は、「校内いじめ対策委員会」の職員等で分担し、組織的にかつ丁寧に行う。
- ・事実確認の結果、いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、「校内いじめ対策委員会」を開催して対応を検討する。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、組織的に、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。また、必要に応じ関係機関と連携し、指導・支援にあたる。
- ・保護者との連携の下、解決に向けた指導を行う中で、いじめた児童がその行為の意味を理解し「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を心から反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携して児童を見守り、心のケアを含む対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた取組を継続的に行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、教育委員会へ速やかに報告し、教育委員会との連携・指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

6 学校評価における留意事項

- ・いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見の取組、いじめの再発を防止するための取組について、学校評価において、適正に学校の取組を評価する。